

南九州市告示第63号

南九州市マイホーム取得支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月19日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市マイホーム取得支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市マイホーム取得支援補助金交付要綱（平成21年南九州市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「50平方メートル以上」を「40平方メートル以上」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「義務教育を終了するまでの子ども」を「こども」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) こども 義務教育を修了するまでのこどもをいう。

第4条第1項中「50万円」を「30万円」に改め、同条第3項中「場合は、」の次に「申請日において生計を一にするこども1人当たり」を加える。

第6条中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第7条中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第9条の見出しを「(補助金の返還免除)」に改め、同条第2項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第3項中「第6号様式」を「第5号様式」に改める。

第1号様式中「子ども」を「こども」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の南九州市マイホーム取得支援補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。